

群馬大学社会情報学部防災対策委員会規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成27年4月1日

(設置)

第1条 群馬大学社会情報学部に、群馬大学社会情報学部防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 防災に関する基本計画の策定及び実施
- (2) 防災設備の改善及び強化
- (3) 防災訓練の企画及び実施
- (4) 防災知識の普及及び防災意識の高揚
- (3) その他防災対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 教授会で選出された教員 4人
- (3) 学部長が指名する教員 若干人
- (4) 事務長

(任期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学部長をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。